



後期高齢者医療制度が4月1日から始まりました

シリーズ⑥後期高齢者医療制度とは？

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成21年 7月31日

被保険者番号 12345678
住所 蒲生郡日野町河原一丁目1番地

氏名 日野 花子 性別 女
生年月日 昭和 2年 1月22日 資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発効期日 平成20年 4月 1日 交付年月日 平成20年 4月 1日
一部負担金の割合 1割

保険者番号

3	9	2	5	×	×	×	×
---	---	---	---	---	---	---	---

 滋賀県後期高齢者医療広域連合

保険者名 滋賀県後期高齢者医療広域連合

滋賀県後期高齢者医療広域連合の印

保険証が変わりました

後期高齢者医療制度の対象となる75歳以上の全ての方と65歳以上で一定の障がいのある方（広域連合の認定を受けた方）は、4月1日から保険証が変わりました。病院などで受診される時は、必ず後期高齢者医療の保険証を窓口へ提出してください。

窓口での自己負担割合は変わりません

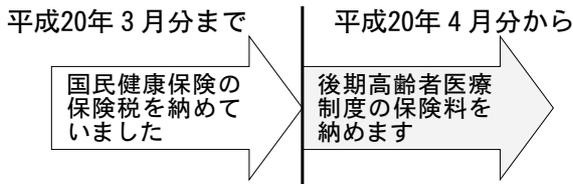
病院等の窓口での自己負担割合は、今までと同様、かかった費用の1割（現役並み所得者は3割）です。医療費が高額になったときの高額療養費や、入院したときの食事代なども、今までと同様の給付を受けていただけます。

※平成20年4月1日以降に75歳の誕生日を迎える方は、75歳の誕生日までに保険証を郵送します。

- ※カードサイズのものになります。
- ※お一人に一枚の保険証をお渡しします。
- ※今までの保険証は使えません。

これまで加入していた保険や条件によって保険料の納め方が異なります

国民健康保険に加入していた方



【納め方】

*原則、年金から天引きさせていただきます。

年金天引き					
4月	6月	8月	10月	12月	2月

*年金が年額18万円未満の方等は、納付書等により7月～3月の毎月納めていただきます。

健康保険等の被保険者本人だった方



【納め方】

*原則、7～9月は納付書等で、10～2月は毎回年金から天引きさせていただきます。

納付書等で納付			年金天引き		
7月	8月	9月	10月	12月	2月

*年金が年額18万円未満の方等は、10月以降も納付書等により毎月納めていただきます。

健康保険等の被扶養者だった方

被保険者になった月から2年間は、均等割が5割軽減されます。（所得割額は課されません）平成20・21年度は次のような特別措置があります。納付は、年金天引き又は納付書等の方法により10月から納めていただきます。

所得割額	2年間所得割額は課されません（0円）		
均等割額	4月から9月まで 均等割額の負担は0	10月から21年3月まで 均等割額の10%のみを負担	22年3月までは 均等割額の50%を負担
	平成20年4月	20年10月	22年4月

後期高齢者医療制度はみんなで支え合う制度です。保険料は大切な財源ですので、必ず納めましょう。

- ◆問い合わせ先 *住民課 保険年金担当 ☎06571 有線07784
*滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

